

- 1 会議名 全員協議会  
2 日時 令和6年12月18日(水)  
午前10時から午前10時35分まで  
3 場所 第2・第3委員会室  
4 出席議員 14名  
5 欠席議員 堀江珠恵  
6 出席者 副市長 柴田義晴  
総務部長 中村定秋、総務部専門監 齋藤元英、市民協働部長 伊藤新治、福祉部長 長谷川忍、健康こども未来部長 西井上剛、建設部長 西村忠寿、消防長 岡本康弘、教育部長 石川文子  
秘書人事課長 小崎尚美、同統括主査 犬飼智博、企画財政課長 佐野剛、同主幹 井手上豊彦、行政課長 兼松英知、同主幹 小出健二、同統括主査 宇佐美祐二、税務課長 隅田昌輝、同統括主査 丹羽真伸、環境政策課長 秋田伸裕、清掃事務所長 浅野弘靖、健康課長 城谷睦、こども家庭課長 神山秀行、同主幹 佐久間喜代彦

7 事務局出席者 議会事務局長 丹羽至、同主幹 田島勝己

8 議長あいさつ

9 副市長あいさつ

10 報告事項

(1) 執行機関からの報告

①12月定例会に追加提出予定の議案について

総務部長：資料に基づき説明。今回の補正予算後の留保財源は2,400万円ほど。

【質疑】

水野議員：留保財源は例年と比べてどうか。

総務部長：昨年同時点では2億7,000万円くらいだったため、例年に比べてかなり少なく厳しい状況である。

②能登半島地震に係る職員派遣の状況について

秘書人事課長：資料に基づき説明

【質疑】

なし

③新公共施設予約システムの稼働について

行政課長：令和7年4月1日(火)以降利用分から稼働。3か月前から予約可能なアデリア総合文化センター、生涯学習センター、市民プラザ、さくらの家では、令和7年1月1日の午前0時から4月分の予約が可能となる。その他の施設は順次各施設の予約可能期間から利用いただくこととなる。この新公共施設予約システムは、オンライン決済機能や電子錠と暗証番号を活用したリモートロックに対応しており、申請の受付、利用の許可承認など状況の変化に応じてメール通知があるシステムに切り替わる。新システムの利用にあたっては新たに利用者登録が必要にな

るので各施設の窓口等で申請の受付を行っている。なお、令和7年3月31日（月）までの予約は既存の施設予約システムでの利用となり、この期間中については既存のシステムとの併用となる。

**【質疑】**

塚崎議員：新システムと旧システムの併用という話だが、予約の重複は起こらないのか。

行政課長：旧システムについては今年度までの予約、新システムについては新年度以降の予約しかできないため重なることはない。

大野議員：新システムのID登録はいつからできるのか。既に始まっているのか。IDは変わらないのか、新しくなるのか。

行政課長：新システムのID取得については今月12月1日から始まっている。また、本日新システムの操作説明会を多世代交流センターさくらの家の大会議室で午前10時から行っており、操作方法の説明会や新規利用者登録会等を開催しているところである。

榎谷議員：予約システムの会場は、アデリア総合体育文化センターと生涯学習センターと市民プラザだけだったか。ふれあいセンターや多世代交流センターさくら、地域交流センター、児童館などは新システムの稼働はまだということによろしいか。

行政課長：アデリア総合体育文化センター、生涯学習センター、市民プラザ、さくらの家は、予約が3か月前からできるので令和7年1月1日から予約可能。そのほか、ふれあいセンターについては2か月前からなので2月1日から。そのほかの公共施設については、1か月前からなので3月1日からの新システムでの予約ということになる。

**④税証明書コンビニ交付サービスの開始について**

行政課長：令和7年1月22日（水）からマイナンバーカードを利用して直近から2か年度分の所得証明書、課税証明書、納税証明書を全国のコンビニエンスストアなどのマルチコピー機を利用して取得できるようになる。利用は年末年始及びシステムメンテナンス日を除く午前6時30分から午後11時までで、手数料については1枚200円となっている。証明書の取得には利用者証明用電子証明書を搭載したマイナンバーカード及び利用者証明用電子証明書の4桁の暗証番号が必要で、証明書発行時点で岩倉市に住民登録があり所得申告のある方が対象となっている。周知については広報いわくら1月号、ホームページへの掲載などを予定している。

**【質疑】**

なし

**⑤災害時における廃棄物の収集運搬等に関する協定の締結について**

環境政策課長：資料に基づき説明

**【質疑】**

なし

**⑥「健康いわくら21（第3次）（案）」のパブリックコメントについて**

健康課長：資料に基づき説明

【質疑】

なし

⑦「岩倉市子ども未来応援計画（案）」のパブリックコメントについて  
こども家庭課長：資料に基づき説明

【質疑】

なし

⑧その他

・おくやみハンドブックについて

市民窓口課長：資料に基づき説明。完成後、各議員のレターケースに配付する。

【質疑】

塚崎議員：広告の内容はどういったものか。

市民窓口課長：5つの事業所があり、不動産業、法律事務所、情報ニーズを加工する事業所である鎌倉新書、遺品片付けを扱う事業所、葬儀の保険会社。こちらの事業所については広告審査会で審議を受けている。

水野議員：法令改正などで手続きが変わったり、市役所のレイアウトが変わったりして掲載内容が変更となった場合はどのようなになるか。

市民窓口課長：今回の冊子については令和7年1月1日から9月30日、その後は令和7年10月1日から1年間という形で冊子をつくる。内容等変われば、途中であればシールなどで変えるかもしれないが、ほか事業所の計画等が変わればそこで計画を変える予定である。

・損害賠償請求上告及び上告受理申立て事件の決定について

行政課長：資料に基づき説明

【質疑】

水野議員：上告棄却というのは俗にいう門前払いに相当するものか。

行政課長：委員のおっしゃるとおり棄却されたというところである。上告については資料の民事訴訟法のそれぞれ条項が書いてあるが、原判決について憲法違反や法律に定められた重大な訴訟手続きの違反事由が存在する理由や、議案判決について判例違反、その他法令の解釈に関する重要な事項を含むことを理由にする場合が上告受理申立ての主旨となっている。

(2) その他

なし

1 1 協議事項

なし

1 2 その他

なし